

地方財政審議会第30回固定資産評価分科会議事要旨

1 日時

平成26年9月24日（水）13:00～14:30

2 場所

中央合同庁舎第2号館 第4特別会議室

3 出席者

（会長）

神野 直彦

（委員）

熊野 順祥、中村 玲子

（特別委員）

金子 宏、西野 萬里、安藤 敏朗、古屋 和彦、河合 芳樹、
窪田 武、加藤 裕久、太田 克彦、木村 幸俊、成瀬 宣孝、
（汐見 明男特別委員は欠席）

（幹事）

深山 卓也（代理）、佐川 宣寿（代理）、毛利 信二（代理）、
平嶋 彰英

4 議事

審議事項

- 固定資産評価基準（土地）の改正案について
- 固定資産評価基準（家屋）の改正案について

報告事項

- 指定市町村における基準地価格について

5 要旨

- 固定資産評価基準（土地）の改正案について
 - ・ 地価下落地域における土地の評価額の修正について
 - ・ 砂防指定地の評価方法について
 - ・ 指定市町村の変更について
- 固定資産評価基準（家屋）の改正案について
 - ・ 再建築費評点補正率等の設定について
 - ・ 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分の改正について
 - ・ 部分別区分の内容の改正について
 - ・ 経過措置の延長等について

上記の議題について、資料に基づき秋田資産評価室長が説明を行い、審議のうえ了承された。

(主な質疑内容)

審議事項

〈家屋関係〉

- 積雪・寒冷地域の級地区分の改正に関し、級地の区分はどのような見直しを行っているのか。
→ 交付税省令における級地等の改正内容を基礎として見直しを行っている。

- 東日本大震災により被災した家屋の損耗減点補正率の適用に関する経過措置についての趣旨はどのようなものか。
→ 損耗の程度に応ずる減点補正率については、原則として部分別損耗減点補正率基準表により各部分別に求めた損耗残価率に経年減点補正率基準表によって求めた経年減点補正率を乗じて各部分別に求めることとしているが、東日本大震災により被災した家屋の評価については、修繕家屋等が膨大にのぼり、各部分別に損耗残価率を求めることが困難な場合が想定されることから、家屋一棟ごとに損耗残価率を求めることができることとしたものである。

報告事項

- 大阪市の宅地の路線価はなぜ 31.8%も上昇しているのか。
→ 大阪市の基準地は都市再生特別地区に指定されており、容積率を始めとして法的規制が緩和されたことが影響している。

- 田畑山林の基準地で、指定市町村の変更や基準地の変更があった場合、平成 24 年度の価格は変更前の基準地のものと変更後の基準地のもののどちらを記載しているのか。
→ 比較可能なように変更後の基準地についての平成 24 年度の評価額を記載している。